

訪日外国人向け商品開発支援事業実施要領

(目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構(以下「機構」という。)は、訪日外国人を対象とした県産品の販路開拓の促進を図るため、中小企業者の行う訪日外国人向けの商品開発のために要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱(平成15年4月1日)に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び協同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。)、特定の法律によって設立された組合及びその連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいう。

2 この要領において「助成事業者」とは、助成金の交付決定を受けた者をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象者は、県内に主たる事業所及び研究開発場所を持ち、事業を営んでいる「中小企業者」とし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分1以上を同一の大企業の所有に属している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分2以上が大企業の所有に属している中小企業者
- (3) 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、訪日外国人を対象とした商品を開発する事業であるものとする。

(助成金の交付基準)

第5条 この助成対象経費は、別表に掲げる経費のうち、機構が必要と認めるものとする。

- 2 この助成金の交付額は、第4条で定める助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額を30万円として、予算の範囲内で交付する。
- 3 助成事業の実施期間は、交付決定の日から当該年度の2月末日までとする。

(助成金の交付条件)

第 6 条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 助成事業の内容について重要な変更をする場合には、機構の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に機構の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに機構に報告してその指示を受けること。
- (4) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。

(助成金の交付申請)

第 7 条 助成金の交付申請は、別記第 1 号様式のとおりとし、別に定める期日までに機構に申請するものとする。

2 前項の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 8 条 機構は、前条第 1 項の規定による申請を受けたときは、次に掲げる事項についての適合性を総合的に審査し、助成金の交付を決定する。

- (1) 商品開発の方針の妥当性
- (2) 商品開発による効果
- (3) 事業計画の実現性

2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。

- (1) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあること
- (2) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあること

3 機構は、助成金の交付決定を行おうとするときは、審査意見を尊重するものとし、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。

4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第 9 条 第 6 条第 1 号の規定により機構の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による変更承認申請書を機構に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 10 条 第 6 条第 2 号の規定により機構の承認を受けようとする場合は、別記第 3 号様式

による事業中止(廃止)承認申請書を機構に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 11 条 助成事業者が助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から 20 日を経過した日までに取下げをすることができる。

(実績報告)

第 12 条 助成事業者は、別記第 4 号様式による実績報告書を助成事業が完了した日、若しくは機構の指定した期日までに機構に提出しなければならない。

(進捗状況の報告)

第 13 条 機構は、助成事業者に対し、必要に応じて、事業の進捗状況の報告を求めることができる。

(検査の実施)

第 14 条 機構は、助成事業者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

(助成金の支払)

第 15 条 助成金は、助成事業者からの実績報告を機構が受けた後、清算払にて支払うものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。

別 表

助成対象経費

対象経費の区分	助成対象経費の内容
商品試作・開発経費	○外部専門家等から指導を受けるために要する経費 ○商品開発のために必要な試作に要する経費 ○その他の必要と認められる試作開発・研究調査経費

※消費税・地方消費税や銀行等口座振込み手数料は助成対象経費にはなりません。